

# 本市の介護予防・日常生活支援総合事業の構成

現行

平成29年4月以降

現行

【介護保険】

【介護保険】

【市単独事業等】

◆介護保険サービス(法定)

◆介護保険サービス(法定)

◆高齢者福祉サービス

(対象)  
要介護  
認定者

○要介護認定者へのサービス  
・在宅サービス(訪問・通所・短期入所など)  
・施設サービス(特養・老健・療養)  
・居宅介護支援(ケアマネジメント) など

○要介護認定者へのサービス

・在宅サービス, 施設サービス, 居宅介護支援 など

・生きがい対応型デイサービス事業  
・高齢者等ホームサポート事業

(対象)  
要支援  
認定者

○要支援認定者へのサービス  
・在宅サービス

・介護予防訪問介護  
・介護予防通所介護

短期入所・福祉用具など  
・介護予防支援(ケアマネジメント) など

○要支援認定者へのサービス

・在宅サービス(短期入所・福祉用具等), 介護予防支援 など

・高齢者短期宿泊事業  
・緊急通報システム事業  
・在宅高齢者等日常生活用具給付  
・高齢者住宅改修  
・ひとり暮らし高齢者等安心ネットワーク事業  
・災害時要援護者支援事業 など

移行

◆地域支援事業 (市町村が設定)

○介護予防・日常生活支援総合事業

○介護予防・生活支援サービス事業  
【事業対象: 要支援認定者, 基本チェックリスト該当者】

《サービス類型の拡充》 《担い手の多様化》

○介護予防事業

○介護予防事業

●二次予防事業

・二次予防事業対象者把握事業

・訪問型介護予防事業  
・通所型介護予防事業

・二次予防事業評価事業 など

※ 二次予防事業対象者  
要支援状態への移行可能性が高い者

●一次予防事業

・介護予防普及啓発事業  
・地域介護予防活動支援事業  
・一次予防事業評価事業 など

●介護予防ケアマネジメント

(対象)  
二次予  
防事  
業対  
象者

(対象)  
全ての  
高齢者

移行

一本化

○介護予防・生活支援サービス事業  
【事業対象: 要支援認定者, 基本チェックリスト該当者】

《サービス類型の拡充》 《担い手の多様化》

○介護予防事業

○介護予防・生活支援サービス事業

○介護予防・生活支援サービス事業

○介護予防・生活支援サービス事業

○介護予防・生活支援サービス事業

○介護予防・生活支援サービス事業

○介護予防・生活支援サービス事業

○介護予防・生活支援サービス事業

○介護予防・生活支援サービス事業

○介護予防・生活支援サービス事業

○介護予防・生活支援サービス事業

○介護予防・生活支援サービス事業

○介護予防・生活支援サービス事業

○介護予防・生活支援サービス事業

○介護予防・生活支援サービス事業

○介護予防・生活支援サービス事業

○介護予防・生活支援サービス事業

○介護予防・生活支援サービス事業

○介護予防・生活支援サービス事業

○介護予防・生活支援サービス事業

○介護予防・生活支援サービス事業

○介護予防・生活支援サービス事業

○介護予防・生活支援サービス事業

○介護予防・生活支援サービス事業

介護専門職

[A型]  
一定の  
研修修了者  
[B型]  
NPO団体や  
地域住民

作業療法士,  
健康運動指導士  
看護師 など

既存事業を中心に  
サービス基準等を整理

(参考)多様な担い手の参入促進  
総合事業により, 新たに提供される,  
地域の多様な主体が取り組む活動に  
ついては, 次のような活動を行っている  
団体の事業参入が想定される。

(例1)  
地域の協力者によって提供された「居  
場所」を中心に, 高齢者等が気軽に集  
い, 様々な相談ができる, 地域の居場  
所を運営している団体が「通所型支援」  
を実施

(例2)  
会員同士での助け合い活動を行って  
いる団体が, これまでの経験を活かし,  
広く市民を対象とした「訪問型支援」  
を実施

など

【財源構成】国 25% 県 12.5% 市 12.5% 第1号保険料 22% 第2号保険料 28% 国 39% 県市 19.5% 第1号 22%

組替

・栄養改善を目的とした  
・配食サービス など

○包括的地域支援事業 【新規】生活支援体制整備事業

○任意事業

○任意事業

○任意事業

○任意事業